

やさしい中学公民 5-2 その3(p115~120)チェック問題 氏名

(1) 国会の種類には次のものがある。毎年1月に召集され、おもに次年度の予算を審議する〔①〕。衆議院の解散による総選挙の日から30日以内に召集され、新たな内閣総理大臣を選ぶ〔②〕。内閣が必要と認めたとき、または、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があったとき召集される〔③〕。また衆議院の解散中に緊急の必要があるとき、参議院の〔④〕が開かれる。

(2) 国会の意思が決定される場である本会議では、定足数は総議員の〔① 3分の1 / 2分の1 / 3分の2〕以上の出席とされている。また法律ができるまでの流れは次の通りである。内閣や国会議員から法律案が出される。衆議院か参議院のどちらかに送られる。〔②〕で審議される。必要あれば専門家を招いて意見を聞く〔③〕も開かれる。その後〔④〕で議決されたら後の議院に送られ、同じ流れで議決される。衆議院でも参議院でも可決されれば、正式に法律となり、〔⑤〕が公布する。衆議院で可決、参議院で否決の場合は、必要なら意見を合わせるための〔⑥〕が開かれる。それでも一致しなければ、衆議院で出席議員の〔⑦ 3分の1 / 2分の1 / 3分の2〕が再び可決すれば、法律として成立する。

(1)① 通常国会(常会)	(1)② 特別国会(特別会)	(1)③ 臨時国会(臨時会)
(1)④ 緊急集会	(2)① 3分の1	(2)② 委員会
(2)③ 公聴会	(2)④ 本会議	(2)⑤ 天皇
(2)⑥ 両院協議会	(2)⑦ 3分の2	